



市職員採用試験を実施します!



【1級建築士／看護教員(資格取得予定者)】

■採用予定人員＝1級建築士3人程度・看護教員2人程度。

■受験資格＝〔1級建築士〕昭和44年4月2日以降に生まれた人で、1級建築士の免許を持っている人。〔看護教員〕昭和44年4月2日以降に生まれた人で、看護師として5年以上業務に従事したことがあり、当該勤務から5年以上離れておらず、1年間程度の教員養成課程の受講が可能な人。

■試験日時＝11月29日⑥ 午前8時30分から。

■試験会場＝天草中央保健福祉センター（亀場町）。

■申込受付＝9月15日④から10月14日⑥ま

【問い合わせ先】本庁・総務課人事研修係(内線1221)

で(土・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで、本庁・総務課で受け付けます(郵送の場合は10月14日⑥の消印有効)。

■申込書の配付＝9月15日④から本庁・総務課または各支所・総務振興課で配付します。郵送で請求する場合は、封筒の表に「天草市職員(1級建築士・看護教員のいずれかを記入)採用試験申込書請求」と朱書きし、140円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒(角形2サイズ:24×33cm以上)を同封のうえ、〒863-8631(住所記載不要)天草市役所・総務課へ送付してください。なお、申込書は市のホームページからも取得できます。



秋の全国交通安全運動

9月21日⑨～30日⑩

【高齢者の交通事故防止】

県内では、今年1月から7月までに交通事故で43人が亡くなっていますが、このうち25人(58.1%)は65歳以上の高齢者です。高齢者の皆さんは、自分自身の身体能力や体調に合ったゆとりある運転や歩行を実践しましょう。

また、運転者や地域の皆さんは、高齢者を交通事故から守るという意識を高め、安全で思いやりのある交通社会を実現しましょう。

※今年6月に道路交通法が改正され、75歳以上の運転者の免許更新時には、講習予備検査(認知機能検査)が必要となります。対象は、運転免許の有効期間が12月1日以降の人です。

【夕暮れ時と夜間歩行中・自転車乗用中の交通事故防止】

秋口は日没の時間が早くなり、交通事故が多発する傾向にあります。運転者は、夕暮れ時の早めの点灯を心がけてください。

また、歩行中や自転車運転中の事故を防止

するため、明るい服装や反射材用品などを着用しましょう。

【すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底】

交通事故発生時の被害の防止と軽減を図るため、すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用を徹底しましょう。

【飲酒運転の根絶】

今年6月に道路交通法が改正され、運転免許の欠格期間の延長など、飲酒運転に対する行政処分が強化されました。

運転者は、飲酒・暴走運転がもたらす悲惨な結果を十分認識し、安全運転を心がけましょう。二日酔いなどの状態での運転も、絶対にはいけません。

また、家庭や職場などでも飲酒・暴走運転をしない、させない環境をつくりましょう。

市内において交通事故が多発しています。ゆとりと思いやりのある運転を心がけ、交通事故防止に努めましょう。

【問い合わせ先】本庁・防災交通課交通防犯係(内線1233)／各支所・総務振興課

学校規模適正化推進計画(素案)の対象校区説明会を開催します

教育委員会では、「天草市学校規模適正化推進計画(素案)」について、統廃合の対象校区説明会を下表のとおり開催します。

多くの皆様のご来場をお待ちしています。※開始時間は、いずれも午後7時30分からです。

※同計画(素案)について、パブリックコメントや地区説明会でいただいたご意見の概要と、これに対する教育委員会の考え方は、本庁(別館)・学校教育課または教育委員会事務局各分室でご覧いただけるほか、市のホームページにも掲載しています。

◆住民説明会開催日程

期日	対象校名	場所	期日	対象校名	場所
9月24日⑥	亀場小学校	同校体育館	10月6日④	瀬戸小学校	同校体育館
	御所浦北小学校 御所浦北中学校	御所浦北中学校体育館		下田南小学校	下田南公民館
9月25日⑤	御所浦小学校 御所浦中学校	御所浦小学校体育館	10月7日⑥	二浦小学校 高浜小学校	いずれも同校体育館
	9月28日⑧	志柿小学校	10月8日⑥	魚貴小学校 福連木小学校	
9月29日④	一町田小学校 (同第一分校含む)	いずれも同校体育館	10月9日⑤	天附小学校 大江小学校	
9月30日⑦	宮野河内小学校		10月13日④	深海小学校	
10月1日⑥	柵宇土小学校 富津小学校		10月14日⑦	久玉小学校	
10月2日⑤	新合小学校		10月16日⑤	下浦第一小学校	
10月5日⑧	金焼小学校		10月19日⑧	大楠小学校 浦和小学校	
	下田北小学校		下田温泉ふれあい館ぐらっと	10月20日④	

【問い合わせ先】本庁(別館)・学校教育課教育企画係(内線2507)

在宅介護者手当の申請を受け付けます!

寝たきりの高齢者や重度の心身障がい者(児)を在宅で1年以上介護している人に、介護者手当を支給します。対象となる人は申請してください。

●受給資格＝平成20年10月2日以前から今年10月1日まで引き続き次のいずれかに該当し、市内に住所がある人を、市内で1年以上在宅介護している人。

①介護保険の要介護4または5の人。または、要介護3の人で認知症の人(「認知症老人の日常生活自立度判定基準」による認知症のランク中度以上)。

②身体障害者手帳1種1級所持者で寝たきりの状態にある人。

③療育手帳A1所持者。

④精神障害者保健福祉手帳1級所持者で、

寝たきりの状態にある人。

※ただし、平成20年10月2日以降に、通算90日以上入院や施設入所をした人は除きます。

●支給額＝年額10万円。

●支給月＝12月。

●申請方法＝①は本庁・高齢者支援課、②③④は本庁・社会福祉課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、10月1日④から同16日⑤までに同課へ提出してください(牛深支所・保健福祉課とその他の支所・市民生活課でも申請できます)。

●持参品＝印鑑、介護保険証・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳(所持者のみ)、申請者(介護している人)名義の通帳。

【問い合わせ先】①は本庁・高齢者支援課高齢者福祉係(内線1191) ②③④は本庁・社会福祉課障がい福祉係(内線1181)